

**鹿沼市斎場申請システム構築及び保守業務事業候補者選定委員会設置要綱
(設置)**

第1条 鹿沼市斎場申請システム構築及び保守業務に係る公募型プロポーザル方式における事業候補者選定等に関し、公平性及び透明性を確保するため、鹿沼市斎場申請システム構築及び保守業務事業候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所管する。

- (1) 鹿沼市斎場申請システム構築及び保守業務公募型プロポーザル実施要綱、関係帳票その他の書類の審査
- (2) 鹿沼市斎場申請システム構築及び保守業務における提案内容の審査及び事業候補者の選定
- (3) 前号の結果の市民部長への報告

(組織)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、別表に掲げる者をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から第2条第3号の報告までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は市民課長、副委員長は市民課市民サービス係長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会の会議は、非公開とする。

(回覧による審議等)

第7条 委員長は、次に掲げるときにあつては、グループウェアの回覧、L o g o チャット等の方法を用いて周知し、協議し、又は決定することができる。

- (1) 緊急を要し、会議を招集する暇がないとき。

(2) 軽微な事案の決定又は単に周知若しくは報告をしようとするとき。

(審査結果の開示)

第8条 委員会による審査結果の概要については、契約締結後に市のホームページで公表する。ただし、委員ごとの審査結果については、この限りでない。

2 前項本文の場合において、事業者名については、契約締結をした当該事業者名のみ公表するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、市民部市民課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和6年5月10日から施行する。

別表（第3条関係）

所属及び職名	役職	選定理由
市民課長	委員長	斎場申請の所管課
市民課長補佐兼市民サービス係長	副委員長	
市民課戸籍係長		
市民課マイナンバー係長		
生活課生活係長		斎場管理の所管課
生活課主事		